

## 平成19年度規程第1号

独立行政法人日本スポーツ振興センター災害共済給付の基準に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成19年7月6日

独立行政法人日本スポーツ振興センター理事長 雨宮 忠

独立行政法人日本スポーツ振興センター災害共済給付の基準に関する規程の一部を改正する規程

独立行政法人日本スポーツ振興センター災害共済給付の基準に関する規程（平成15年度規程第6号）の一部を次のように改正する。

本則中「施行令第5条第1項第4号及び第5号並びに省令第22条第7号、第24条第2号及び第25条に規定する「突然死等の取扱い」の下に「、省令第24条第3号に規定する「学校の管理下において発生した事件に起因する死亡」を加える。

負傷・疾病の範囲（施行令第5条第1項及び省令第22条）表施行令第5条第1項第1号の項を次のように改める。

規 定	内 容	説 明	備 考
施行令第5条第1項第1号	児童生徒等の負傷でその原因である事由が学校の管理下において生じたもの  事故又は行為による負傷	1 「事由」とは、原因となる事実をいう。したがって、それは、物理的な事実（事故）であるか、人の意思に基づく行為（作為と不作為を含む。）であるかを問わない。 負傷や第2号に規定する疾病の原因となる事由としては、学校の管理下における事故や行為が考えられる。 2 「事故」とは、物事の正常性を妨げる次のような出来事をいう。 (1) つまずく、転ぶ、落ちる、衝突する、物が当たる、刺さるなど。 (2) 異常な高温あるいは低温に触れる。(注1) (3) 異常な高圧あるいは低圧を受ける。(注2) (4) 過度に摩擦をする。(注3) (5) 電撃を受ける。(注4) (6) 腐蝕性薬物に触れる。(注5) (7) 刺激性薬物に触れる。(注6) (8) 動物にかまれる。刺される。(注7) 3 負傷とは、身体の外傷及び内部損傷をいう。(注8) 4 投球、疾走などの運動中における骨折、捻挫、脱臼、肉離れ、腱断裂などは、本号に該当する。(注9) 5 事故又は行為による歯冠継続歯、有床義歯、架工義歯など、又は体内に留置、置換された人工骨・関節・管などの類の特定治療材料の破・折損などは、本号に該当する。(注10) 6 この条項で「負傷でその原因である事由が学校の管理下で生じたもの」とは、学校の管理下で起きた事実が原因となった「負傷」であるこ	次のようなものは負傷とされない。 (1) 義眼、眼鏡の破損 (2) 義手、義足の破損
	その他		

		<p>とが明らかであると認められる場合が該当する。</p> <p>したがって、負傷が学校の管理下で起きている場合はもとより、負傷は学校の外で起きているが、その原因となった事実が学校の管理下で起きたことが明らかであると認められる場合を含む。(注10-2)</p>	
--	--	--	--

突然死等の取扱い（施行令第5条第1項第4号及び第5号並びに省令第22条第7号、第24条第2号及び第25条）表の次に次の1表を加える。

学校の管理下において発生した事件に起因する死亡（省令第24条第3号）

規定	内容	説明	備考
省令第24条第3号	学校の管理下において発生した事件に起因する死亡	<p>1 「事件」とは、児童生徒等の安全な学校生活を妨げる特別な事実をいい、急激な事実であるか、継続性がある事実であるかは問わない。(注47-2)</p> <p>ただし、自他の故意が認められない事実である「事故」も含まれる。</p> <p>2 「学校の管理下において発生した事件に起因する死亡」とは、「事件」が原因であることが明らかであると認められる「死亡」をいう。</p> <p>この場合において、「死亡」は、学校の外で起きているが、原因となった「事件」は学校の管理下で起きていることが明らかであると認められる場合を含む。</p> <p>3 事件に係る照会</p> <p>原因となる事件について、必要に応じ、学校長に対して照会し報告（別記様式）を求める。</p>	高等学校及び高等専門学校の生徒・学生の自己の故意による死亡は給付の対象とはならない。

災害共済給付の基準の（注）中、10の次に次の10-2を加える。

10-2 学校でのいじめが原因となったことが明らかな学校外での自傷行為による負傷などが該当する。ただし、教師の適正な指導、児童生徒の成績不振及び児童生徒の学校生活における通常の対人関係による不和を原因とする場合は含まない。なお、高等学校及び高等専門学校の生徒・学生の自己の故意による負傷は給付の対象とはならない。

災害共済給付の基準の（注）中、47の次に次の47-2を加える。

47-2 「特別な事実」とは、「いじめ」、「体罰」等をいい、教師の適正な指導、児童生徒の成績不振及び児童生徒の学校生活における通常の対人関係による不和は含まない。

附則の次に別紙の様式を加える。

## 附 則

この規程は、平成19年7月9日から施行し、平成17年7月9日から適用する。